

令和 7 年度 大東市教育委員会 6 月 定 例 会 議 事 録

1. 開催年月日

令和 7 年 6 月 2 7 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 0 時 4 0 分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5 名）

- ・教育長 岡本 功
- ・教育長職務代理者 太田 忠雄
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎
- ・教育委員 工藤 真由美

4. 出席説明員（1 4 名）

- ・教育総務部長 北本 賢一
- ・学校教育政策部長 渡邊 良
- ・教育総務部総括次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・教育総務部次長兼教育企画室長兼課長兼学校教育政策部教育企画室長兼課長 有東 良博
- ・教育総務部教育総務課長 吉田 詠二
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課北条青少年教育センター所長 青木 浩之
- ・教育総務部家庭・地域教育課長 山元 淳
- ・学校教育政策部教職員課長 泉谷 匡俊
- ・学校教育政策部 I C T 教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部教育研究所長兼課長 笥 誠人
- ・学校教育政策部 I C T 教育戦略課参事 山本 和人
- ・教育総務部教育総務課課長補佐 西村 公江

5. 傍聴者 3 名

6. 議事日程

- | | |
|---------|---|
| 日 程 第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日 程 第 2 | 教育長の報告 |
| 日 程 第 3 | 教委議案第 2 0 号
大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部を改正する規程について |
| 日 程 第 4 | 教委議案第 2 1 号
令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について |
| 日 程 第 5 | 一般業務報告 |

7. 教育長の報告 資料

令和7年 5月

令和7年6月27日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	木	校園長会、学校訪問(谷川中)	
2	金	学校訪問(深野小・北条小・深野中)	
3	土	憲法記念日 第42回人権パネル展	
4	日	みどりの日	
5	月	こどもの日	
6	火	振替休日	
7	水	学校訪問(北条中・四条北小・氷野小)	
8	木	学校訪問(泉小・灰塚小)、経営会議、憲法週間記念のつどい	
9	金	学校訪問(大東中・諸福小・諸福中)	
10	土	大東市PTA協議会総会	
11	日		
12	月	特別議会	
13	火		
14	水		
15	木	学校訪問(諸福幼・三箇小)	
16	金	青少年教育センター訪問(野崎・北条)、谷川中学校区学校運営協議会	
17	土	大東市スポーツ少年団本部総会	
18	日	大東市わんぱく相撲大会	
19	月		
20	火	教頭・主任会、学校訪問(南郷小)、南郷中学校区学校運営協議会	
21	水	大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会(アウィーナ大阪)	
22	木	DX推進本部会議、幹部会議	
23	金	社会教育委員会議、大東市青少年協会総会	
24	土		
25	日		
26	月	表敬訪問(空手)、深野中学校区学校運営協議会	
27	火		
28	水	運動会(灰塚小)	
29	木	「交通事故をなくす運動」推進本部総会	
30	金	教育委員会定例会	
31	土	運動会(住道北小、住道南小、南郷小、氷野小、四条北小)	
<<備考>> 変更となる場合があります。			

令和7年 6月

令和7年6月27日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定（太字：教育長・教育委員出席）	備考
1	日		
2	月	本会議、予算決算委員会（前期全体会）	
3	火	校園長会	
4	水		
5	木	大東市人権教育研修会	
6	金	ボイス視察	
7	土		
8	日		
9	月	未来づくり委員会・予算決算委員会（未来づくり分科会）	
10	火	諸福中学校区学校運営協議会	
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水	住道中学校区学校運営協議会	
19	木	教頭・主任会、管理職選考（面接）	
20	金	予算決算委員会（後期全体会）	
21	土	大阪府在日外国人教育研究協議会研究集会（北河内大会）	
22	日		
23	月	本会議	
24	火	本会議	
25	水	本会議	
26	木		
27	金	教育委員会定例会	
28	土		
29	日		
30	月		
≪備考≫ 変更となる場合があります。			

令和7年 7月

令和7年6月27日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定（太字:教育長・教育委員出席）	備考
1	火		
2	水		
3	木	校園長会、北河内地区教育長協議会	
4	金	大阪府都市教育長協議会定例会	
5	土		
6	日		
7	月	北河内地区教育長協議会管外研修	
8	火	北河内地区教育長協議会管外研修	
9	水	大阪府四條畷保健所運営協議会	
10	木	教頭・主任会	
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木	幹部会議、庁舎整備に関する推進本部会議	
18	金		
19	土		
20	日	野外活動センターオープングセレモニー	
21	月	海の日	
22	火	北河内地区教育長協議会研修会、青少年健全育成市民大会	
23	水		
24	木		
25	金	大阪府都市教育長協議会夏季研修会	
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水	大東市教育研究フォーラム	
31	木		
≪備考≫ 変更となる場合があります。			

8 . 議案書

教委議案第 2 0 号

大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部を改正する規程について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 1 9 号及び第 2 5 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部を改正する規程について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

大東市教育委員会が行う奨励援助の承認基準の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部を改正する規程（案）

令和 7 年 月 日

教委庁達第 号

大東市教育委員会奨励援助に関する規程（平成 17 年教委庁達第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「基準」の次に「(第 7 条において「奨励援助基準」という。)」を加え、同条第 2 号ア及びイ中「事業の内容が」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 委員会は、事業の主催者が前項第 1 号ウに該当する団体であるときは、前項第 2 号に掲げる事項に加え、事業の内容が次に掲げる事項の全てに該当する場合に限り、事業の奨励援助を行うものとする。ただし、事業の内容が次に掲げる事項の全てに該当しない場合であっても、教育長が特に必要と認めるときは、事業の奨励援助を行うことができる。

(1) 参加者に入場料、参加費等の金品（出品料、出店料その他これらに類するものを除く。）の負担を求める場合には、教育長が別に定める金額を超えないもの（事業の主催者が本市において活動実績を有する団体である場合を除く。）

(2) 事業が本市、隣接する市その他教育長が別に定める市において開催されるもの
第 5 条中「者」の次に「(以下「奨励援助決定者」という。)」を加える。

第 7 条の見出しを「(承認決定の取消し)」に改め、同条中「偽りその他不正な手段により承認を受けた者に対して」を「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは」に改め、「承認」の次に「の決定」を加え、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 奨励援助決定者が偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(2) 事業が奨励援助基準を満たさなくなったとき。

(3) 奨励援助決定者が第 4 条第 3 項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めたとき。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 教育長は、前項の規定により奨励援助の承認の決定を取り消したときは、奨励援助承認決定取消通知書（様式第 4 号）により、当該奨励援助決定者に通知するものとする。

第9条を第10条とする。

第8条中「奨励援助の承認を受けた者」を「奨励援助決定者」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(賞状の返還)

第8条 教育長は、前条第1項の規定により奨励援助の承認の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励援助決定者に交付した賞状があるときは、その返還を命じることができる。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

奨励援助申請書

年 月 日

（宛先）大東市教育委員会教育長

（申請者）団 体 名
ふ り が な
 代表者名
 住 所
 連 絡 先

（担当者）氏 名
 住 所
 連 絡 先

大東市教育委員会奨励援助に関する規程第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

奨 励 援 助 名		共 催	後 援	賞 状 交 付
開 催 事 業 名				
事 業 開 催 の	目 的			
	内 容			
	日 時			
	場 所			
	対 象			
	参 加 者 負 担	あり（	円）	なし
他の後援等申請先				
広報チラシ等配布		あり（対象：	）	なし
誓 約 事 項 等		（確認の上、□にチェックを入れてください。） ☐ 申請者は、大東市暴力団排除条例第 2 条第 1 項から第 3 項までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しないことを誓約します。 ☐ 上記誓約に反することが明らかになった場合は、承認を取り消されても異存ありません。 ☐ 承認を取り消された場合において申請者に損害が生ずることがあっても、大東市教育委員会がその賠償の責を負わないことについて同意します。 ☐ 上記誓約内容を確認するため、大東市教育委員会が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。		

※添付書類 実施要綱又は事業計画書、収支予算書、役員名簿、その他

様式第4号中「第8条」を「第9条」に、「あて先」を「宛先」に、

「

開 催 場 所	
参 加 者 数	

」

を

「

開 催 場 所	
他の後援等団体	
参 加 者 数	

」

に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

第 号
年 月 日

様

大東市教育委員会教育長

奨励援助承認取消通知書

年 月 日付け大東教委 第 号で承認の決定を行った奨励援助について、大東市教育委員会奨励援助に関する規程第7条第1項の規定により、下記のとおり承認の決定を取り消します。

記

1 対象事業名

2 取消しの理由

[]

※ 上記の決定については、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から後援名義等の名称を削除すること。

また、当該取消しによって生じる損失は、一切補償しません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の様式により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

大東市教育委員会奨励援助に関する規程新旧対照表

新	旧
○大東市教育委員会奨励援助に関する規程 平成17年6月14日 教委庁達第1号 (目的) 第1条 この規程は、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が、教育又は学術の振興に寄与する事業（以下「事業」という。）に対し、共催、後援及び賞状交付（以下「奨励援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該事業の実施についてその一部を分担することをいう。 (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について協力することをいう。 (奨励援助の承認基準) 第3条 委員会が事業の奨励援助を行う場合の基準 <u>(第7条)</u>	○大東市教育委員会奨励援助に関する規程 平成17年6月14日 教委庁達第1号 (目的) 第1条 この規程は、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が、教育又は学術の振興に寄与する事業（以下「事業」という。）に対し、共催、後援及び賞状交付（以下「奨励援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該事業の実施についてその一部を分担することをいう。 (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について協力することをいう。 (奨励援助の承認基準) 第3条 委員会が事業の奨励援助を行う場合の基準は、次に

において「奨励援助基準」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の主催者が次のいずれかに該当する団体であること。

ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体

イ 教育研究機関、教育研究団体、教育に関する法人等公共性を有する機関又は団体

ウ 団体の設立目的、活動状況等が委員会の定めた学校教育及び社会教育に関する方針等に反しないと認める団体

- (2) 事業の内容が次に掲げる事項に該当するものであること。

ア 教育又は学術の振興に寄与するもので、公共性のあるもの

イ 委員会の定めた学校教育及び社会教育に関する方針等に即したもの

2 委員会は、事業の主催者が前項第1号ウに該当する団体であるときは、前項第2号に掲げる事項に加え、事業の内容が次に掲げる事項の全てに該当する場合に限り、事業の奨励援助を行うものとする。ただし、事業の内容が次に掲げる事項の全てに該当しない場合であっても、教育長が特に必要と認めるときは、事業の奨励援助を行うことができ

掲げるとおりとする。

- (1) 事業の主催者が次のいずれかに該当する団体であること。

ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体

イ 教育研究機関、教育研究団体、教育に関する法人等公共性を有する機関又は団体

ウ 団体の設立目的、活動状況等が委員会の定めた学校教育及び社会教育に関する方針等に反しないと認める団体

- (2) 事業の内容が次に掲げる事項に該当するものであること。

ア 事業の内容が教育又は学術の振興に寄与するもので、公共性のあるもの

イ 事業の内容が委員会の定めた学校教育及び社会教育に関する方針等に即したもの

る。

(1) 参加者に入場料、参加費等の金品（出品料、出店料その他これらに類するものを除く。）の負担を求める場合には、教育長が別に定める金額を超えないもの（事業の主催者が本市において活動実績を有する団体である場合を除く。）

(2) 事業が本市、隣接する市その他教育長が別に定める市において開催されるもの

（承認）

第4条 事業の奨励援助を受けようとする者は、当該事業の開始日1か月前までに、奨励援助申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、教育長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業の実施要綱又は事業計画書
- (2) 事業の収支予算書
- (3) 団体の役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、奨励援助の承認の決定をした場合は奨励援助承認決定通知書（様式第2号）により、不承認の決定をした場合は奨励援助不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申

（承認）

第4条 事業の奨励援助を受けようとする者は、当該事業の開始日1か月前までに、奨励援助申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、教育長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業の実施要綱又は事業計画書
- (2) 事業の収支予算書
- (3) 団体の役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、奨励援助の承認の決定をした場合は奨励援助承認決定通知書（様式第2号）により、不承認の決定をした場合は奨励援助不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申

請を行った者に通知するものとする。

- 3 教育長は、奨励援助の承認に当たって、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第5条 事業の奨励援助の承認を受けた者 (以下「奨励援助決定者」という。) は、当該承認に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。ただし、変更に係る事項が軽易なものであると認められるときは、この限りでない。

(承認の制限)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、奨励援助を認めないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする事業
- (2) 暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれのある事業
- (3) 事業の規模及び内容から勘案して著しい教育的効果が期待できない事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めた事業

(承認決定の取消し)

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認める

請を行った者に通知するものとする。

- 3 教育長は、奨励援助の承認に当たって、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第5条 事業の奨励援助の承認を受けた者は、当該承認に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。ただし、変更に係る事項が軽易なものであると認められるときは、この限りでない。

(承認の制限)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、奨励援助を認めないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする事業
- (2) 暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれのある事業
- (3) 事業の規模及び内容から勘案して著しい教育的効果が期待できない事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めた事業

(承認の取消し)

第7条 教育長は、偽りその他不正な手段により承認を受け

ときは、奨励援助の承認の決定を取り消すことができる。

(1) 奨励援助決定者が偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(2) 事業が奨励援助基準を満たさなくなったとき。

(3) 奨励援助決定者が第4条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めたとき。

2 教育長は、前項の規定により奨励援助の承認の決定を取り消したときは、奨励援助承認決定取消通知書（様式第4号）により、当該奨励援助決定者に通知するものとする。

（賞状の返還）

第8条 教育長は、前条第1項の規定により奨励援助の承認の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励援助決定者に交付した賞状があるときは、その返還を命じることができる。

（報告）

第9条 奨励援助決定者は、事業完了後1か月以内に、奨励援助事業報告書（様式第5号）に事業の決算書を添付して、教育長に提出しなければならない。

た者に対して、奨励援助の承認を取り消すことができる。
この場合において、交付した賞状があるときは、その返還を求めることができる。

（報告）

第8条 奨励援助の承認を受けた者は、事業完了後1か月以内に、奨励援助事業報告書（様式第4号）に事業の決算書を添付して、教育長に提出しなければならない。

(補則) 第<u>10</u>条 この規程に定めるもののほか、奨励援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則 この規程は、平成17年6月14日から施行する。 様式第1号(第4条関係) (略) 様式第2号(第4条関係) (略) 様式第3号(第4条関係) (略) <u>様式第4号(第7条関係)</u> (略) 様式第<u>5</u>号(第<u>9</u>条) (略)	(補則) 第<u>9</u>条 この規程に定めるもののほか、奨励援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則 この規程は、平成17年6月14日から施行する。 様式第1号(第4条関係) (略) 様式第2号(第4条関係) (略) 様式第3号(第4条関係) (略) 様式第<u>4</u>号(第<u>8</u>条関係) (略)
---	--

○大東市教育委員会奨励援助に関する規程

平成 1 7 年 6 月 1 4 日

教 委 庁 達 第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が、教育又は学術の振興に寄与する事業（以下「事業」という。）に対し、共催、後援及び賞状交付（以下「奨励援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該事業の実施についてその一部を分担することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について協力することをいう。

(奨励援助の承認基準)

第 3 条 委員会が事業の奨励援助を行う場合の基準（第 7 条において「奨励援助基準」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の主催者が次のいずれかに該当する団体であること。

ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体

イ 教育研究機関、教育研究団体、教育に関する法人等公共性を有する機関又は団体

ウ 団体の設立目的、活動状況等が委員会の定めた学校教育及び社会教育に関する方針等に反しないと認める団体

- (2) 事業の内容が次に掲げる事項に該当するものであること。

ア ~~事業の内容が~~教育又は学術の振興に寄与するもので、公共性のあるもの

イ ~~事業の内容が~~委員会の定めた学校教育及び社会教育に関する方針等に即したもの

2 委員会は、事業の主催者が前項第 1 号ウに該当する団体であるときは、前項第 2 号に掲げる事項に加え、事業の内容が次に掲げる事項の全てに該当する場合に限り、事業の奨励援助を行うものとする。ただし、事業の内容が次に掲げる事項の全てに該当しない場合であっても、教育長が特に必要と認めるときは、事業の奨励援助を行うことができ

る。

(1) 参加者に入場料、参加費等の金品（出品料、出店料その他これらに類するものを除く。）の負担を求める場合には、教育長が別に定める金額を超えないもの（事業の主催者が本市において活動実績を有する団体である場合を除く。）

(2) 事業が本市、隣接する市その他教育長が別に定める市において開催されるもの
(承認)

第4条 事業の奨励援助を受けようとする者は、当該事業の開始日1か月前までに、奨励援助申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、教育長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業の実施要綱又は事業計画書
- (2) 事業の収支予算書
- (3) 団体の役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、奨励援助の承認の決定をした場合は奨励援助承認決定通知書（様式第2号）により、不承認の決定をした場合は奨励援助不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 教育長は、奨励援助の承認に当たって、条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第5条 事業の奨励援助の承認を受けた者（以下「奨励援助決定者」という。）は、当該承認に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。ただし、変更に係る事項が軽易なものであると認められるときは、この限りでない。

（承認の制限）

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、奨励援助を認めないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする事業
- (2) 暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれのある事業
- (3) 事業の規模及び内容から勘案して著しい教育的効果が期待できない事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めた事業

(承認決定の取消し)

第7条 教育長は、~~偽りその他の不正な手段により承認を受けた者に対して~~次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励援助の承認の決定を取り消すことができる。~~この場合において、交付した賞状があるときは、その返還を求めることができる。~~

(1) 奨励援助決定者が偽りその他の不正な手段により承認を受けたとき。

(2) 事業が奨励援助基準を満たさなくなったとき。

(3) 奨励援助決定者が第4条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めたとき。

2 教育長は、前項の規定により奨励援助の承認の決定を取り消したときは、奨励援助承認決定取消通知書(様式第4号)により、当該奨励援助決定者に通知するものとする。

(賞状の返還)

第8条 教育長は、前条第1項の規定により奨励援助の承認の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励援助決定者に交付した賞状があるときは、その返還を命じることができる。

(報告)

~~第8条~~ 第9条 ~~奨励援助の承認を受けた者~~奨励援助決定者は、事業完了後1か月以内に、奨励援助事業報告書(様式第~~4~~5号)に事業の決算書を添付して、教育長に提出しなければならない。

(補則)

~~第9条~~ 第10条 この規程に定めるもののほか、奨励援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年6月14日から施行する。

附 則(平成25年教委庁達第2号)

(施行期日)

1 この規程は、令達の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市教育委員会奨励援助に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の申請に係る奨励援助について適用し、同日前の申請に係る奨励援助については、なお

従前の例による。

附 則（令和３年教委庁達第２号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年教委庁達第２号）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

奨励援助申請書

年 月 日

（宛先）大東市教育委員会教育長

（申請者）団 体 名

ふ り が な

代表者名

住 所

連 絡 先

（担当者）氏 名

住 所

連 絡 先

大東市教育委員会奨励援助に関する規程第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

奨 励 援 助 名		共 催	後 援	賞 状 交 付
開 催 事 業 名				
事 業 開 催 の	目 的			
	内 容			
	日 時			
	場 所			
	対 象			
	参加者負担	あり（ 円） なし		
他の後援等申請先				
広報チラシ等配布		あり（対象： ） なし		
誓 約 事 項 等		（確認の上、□にチェックを入れてください。） ☐ 申請者は、大東市暴力団排除条例第 2 条第 1 項から第 3 項までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しないことを誓約します。 ☐ 上記誓約に反することが明らかになった場合は、承認を取り消されても異存ありません。 ☐ 承認を取り消された場合において申請者に損害が生ずることがあっても、大東市教育委員会がその賠償の責を負わないことについて同意します。 ☐ 上記誓約内容を確認するため、大東市教育委員会が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。		

※添付書類 実施要綱又は事業計画書、収支予算書、役員名簿、その他

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

大東市教育委員会教育長

奨励援助承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奨励援助は、大東市教育委員会奨励援助に関する規程第4条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 奨励援助名
- 2 対象事業名
- 3 奨励援助申請書記載の開催事業を変更する場合は、承認を受けなければならないものとする。ただし、変更に係る事項が軽易な場合は、届出をもってこれに代えることができる。
- 4 奨励援助の条件
- 5 事業開催中に生じた事故等については、本市は一切その責を負わないものとする。

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

大東市教育委員会教育長

奨励援助不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奨励援助は、大東市教育委員会奨励援助に関する規程第4条の規定により、下記のとおり不承認とするので通知します。

記

1 対象事業名

2 主催団体名

3 開催日時

4 開催場所

5 不承認理由

第 号

年 月 日

様

大東市教育委員会教育長

奨励援助承認決定取消通知書

年 月 日付け大東教委 第 号で承認の決定を行った奨励援助について、大東市教育委員会奨励援助に関する規程第7条第1項の規定により、下記のとおり承認の決定を取り消します。

記

1 対象事業名

2 取消しの理由

※ 上記の決定については、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から後援名義等の名称を削除すること。

また、当該取消しによって生じる損失は、一切補償しません。

奨励援助事業報告書

年 月 日

（~~あて先宛先~~）大東市教育委員会教育長

（報告者）団 体 名

代表者名

住 所

連 絡 先

大東市教育委員会の奨励援助について、対象となる事業が完了しましたので、大東市教育委員会奨励援助に関する規程第89条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事 業 名	
主 催 者 名	
開 催 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日
開 催 場 所	
他の後援等団体	
参 加 者 数	
事 業 の 成 果	
添 付 書 類	

※添付書類 決算書、その他

※事業完了後1か月以内に報告してください。

大東市教育委員会奨励援助の実施に関する要領（案）

令和 年 月 日

（目的）

第1条 この要領は、大東市教育委員会奨励援助に関する規程（平成17年教委庁達第1号。以下「規程」という。）に基づき大東市教育委員会が行う奨励援助（以下「奨励援助」という。）の承認基準等の詳細に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（奨励援助の承認基準）

第2条 規程第3条第1項第1号ア及びイに該当する団体が主催する事業については、事業の内容が同項第2号ア及びイに該当する場合において、奨励援助を行うことができる。

2 規程第3条第1項第1号ウに該当する団体が主催する事業については、同条第2項及び次項の規定に基づき、奨励援助の可否を判断する。

3 規程第3条第2項第1号の教育長が別に定める金額は10,000円とし、活動実績を有する団体は規程第4条第1項の規定による提出のあった日から起算して過去2年以内に継続的又は反復的な活動が認められ、かつ、当該活動全てを支障なく完遂している団体とし、同項第2号の隣接する市その他教育長が別に定める市は大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市並びに奈良県生駒市とする。

（補則）

第3条 この要領に定めるもののほか、奨励援助の承認基準等の詳細に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部を改正する規程（令和7年教委庁達第 号）の施行の日から施行する。

教委議案第 21 号

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果公表の方法について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 17 号及び第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果が公表されることに伴い、本市の結果概要を市ホームページ等で公表する内容及び方法等についての方針を定めるため。

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

結果公表の方法及び内容については、以下のとおりとする。

1. 市全体の結果について

(方法)

- ・ 広報だいとう及び市教育委員会ホームページに掲載する。

(内容)

- ・ 各教科の平均正答率等（国語、算数・数学、理科）
- ・ 教科の領域ごとの概要と課題
- ・ 児童・生徒質問紙調査の結果
- ・ 市の取組み 等

2. 市内各学校の結果について

(方法)

- ・ 各校より各家庭へ結果を配付する。

(内容)

- ・ 各教科領域別の概要
- ・ 調査結果についての分析、今後の改善方策
- ・ 学力向上のための取組み 等

※令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領より抜粋

7. 調査結果の取扱い

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

平成 9 年 3 月 2 8 日

条例第 3 号

(公開しないことができる情報)

第 6 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 法人(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。))を除く。)、団体又は個人の事業者(以下「法人等」という。)に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもの又は公開しないことを条件に法人等から提供された情報で、公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由のある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体、健康及び生活を保護するために必要とされる情報

イ 法人等の違法又は不当な事業活動から市民を守るために必要とされる情報

ウ ア又はイに準じる情報であって、公益上の必要から特に公開することが必要と認められる情報

- (2) 公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報で、当該個人の承諾を得ないで公開することにより、当該個人の協力を得ることが著しく困難になると認められる情報

- (3) 公開することにより、人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序維持に支障が生じる情報

- (4) 公開することにより、市政の公平または円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある次に掲げる情報

ア 市の内部機関又は機関相互における審議、検討又は調査等に関する情報であって、公開することにより、当該審議、検討又は調査等に著しい支障がある情報

イ 市の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報

ウ 市と国等との間における照会、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、その協力関係に著しい支障がある情報

9. 一般業務報告

1. 青少年教育センターにおける令和7年度事業概要について
2. (仮称)大東市立ほうじょう学園 進捗状況等について

令和7年度事業概要について

◎ 令和7年野崎青少年教育センター運営目標

- ① 青少年の健全育成を推進するため、規範意識や人権意識の高揚を図り、書道をはじめとした各種教室や参加型の事業を通して子どもたちの自主的活動を支援し、楽しく安心して過ごせる居場所づくりを行う。
- ② 地域教育協議会や近隣の小学校等との交流を通じて地域連携を進め、学校や学年の枠を超えた出会いの場を形成するなどして、施設の魅力向上を図る。
- ③ 利用中の怪我の防止や非常時の対応など、利用者に対する安全対策を徹底する。
- ④ 本施設の在り方を再検討して、現状に応じた方向性を見出し、将来に向けて地域ニーズにも留意した事業展開を目指す。

◎ 【青少年健全育成事業（生涯学習事業）】

1. 書道教室（6月開始：通年25回実施）
2. 各種教室（随時実施） 手芸・木工作・料理など
3. 夏季休業期間中 手芸・・・刺繍・コースター
木工作・・・壁掛け時計
料理・・・ドーナツ
体験事業・・・しぼり染め体験・アート体験（ワークショップ及びライブペイント）
スポーツ大会・・・卓球・けん玉
4. 人権学習会（5月：憲法週間 8月：平和学習 12月：人権週間）
5. チャレンジ企画（随時実施） 一輪車など
6. 季節の行事（10月：秋まつり・ハロウィン 12月：クリスマス会など）
7. 親子アウトドア教室（11月）
8. ファミリー自然観察会（2月）
9. おたのしみ会（3月）

◎ 【地域・学校交流事業】

1. 四条フェスティバル（しじょっこ地域教育協議会主催）
開催日：11月8日（土） 場所：四条小学校
※今年度も、けん玉教室で出店予定

2. 昔あそび教室（けん玉・こま・集団あそび）を通しての交流

- (1) 四条小1年生 開催時期：1月

場所：四条小学校及び野崎青少年教育センター運動広場

- (2) 市立保育所・こども園（野崎・南郷・北条）5歳児クラス

開催時期：12月～2月 場所：各保育所・こども園

◎ 【広報・啓発】

センター通信『で・あ・い』（隔月発行）

広報『だいとう』やホームページ、SNSの活用

令和7年度事業概要について

◎ 令和7年北条青少年教育センター運営目標

- ① 青少年の健全な育成を推進するため人権意識の高揚を図りながら、習字・ダンス等の教室事業を通じ青少年が楽しく安心して過ごせる居場所を作る
- ② ふれ愛教育協議会や公共施設等連絡会等を通じ、学校・地域連携を進め、子どもたちの自主的活動を支援する
- ③ 本施設の在り方を再検討し、現状に応じた方向性を見出し、将来に向けた事業を確立すると同時に法制的な裏付けを強化する

◎ 【生涯学習事業】 青少年健全育成事業

令和7年度実施予定は9事業(決定)で2事業追加予定

4月 工作教室 カーネーションづくり 実施済み

5月 農園教室 開始 各教室募集随時開始

6月 ダンス教室 習字教室等 通年教室事業開始

◎ 【地域交流事業】

1. 夏のタベ

開催日 8月22日予定

場 所 北条人権文化センター

今年度もヨーヨー釣りで出店予定

2. ふれ愛フェスティバル

開催日 11月8日予定

場 所 いいもりぷらざ

今年度もスマートボールで出店予定

ステージもダンス教室参加希望とする

3. センターこどもまつり&ライブ

開催月 3月14日予定

場 所 北条青少年教育センター全館

今年度も外部よりステージ出演者を入れる方向で検討を進める

家庭・地域教育課『いくカフェ』をセンターで同時開催予定(昨年実施)

◎ 【学校交流事業】 北条小学校1年生 施設見学・利用体験実施

◎ 【広報・啓発】

月1回センターだより『北斗』発行

こども臨時号も年1回から2回発行

(仮称)大東市立ほうじょう学園 進捗状況等について

1. 今年度、現在までの状況

① 基本設計等

中学校長との工事中の教室利用に係る、個別協議を実施
教室配置や工事計画等、概要について確認(但し、実施設計で微修正の可能性あり)
特別教室等のあり方について、小・中ワーキングチームから意見聴取中

② 庁内調整

- A. 建設関連…基本設計の進捗に伴い、確認や詳細説明を要するもの
- B. 教育所管以外の補助金関係…作業工程の決定に伴い、補助申請の協力を求めるもの
- C. 事務手続き関連…入札実施に際し、合意形成を要するもの

2. 今後の主な予定

① 予算

予算額について、令和7年9月議会補正予算にて要求
義務教育学校校舎分に加え、道路、公園、校庭貯留についても、合わせて要求予定

② 契約

予算議決後、公募による総合評価競争一般入札を実施し、令和8年3月議会での契約議決後、本契約締結予定

③ 地域(工事)説明会

開催時期 8月中旬～下旬

開催内容 <<継続>>義務教育学校概要(設置目的、教育内容)
<<新>> 基本設計概要(外観・教室配置・工事スケジュール)

説明対象 近隣住民、保護者

実施理由 ・工事による影響についての事前説明
・保護者等への開校時期、制度等、現時点での方向性についての説明

④ 学校名について

令和7年度、児童生徒の声を生かした形で決定予定
その進め方については検討委員会にて協議することを想定

岡本教育長	定刻になりました。 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。
北本部長	本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告いたします。
岡本教育長	報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から6月の教育委員会定例会を開催いたします。
岡本教育長	傍聴にお越しの皆様、本日は令和7年6月定例会に傍聴参加いただきありがとうございます。
岡本教育長	まず、日程第1「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は中野委員にお願いいたします。
岡本教育長	次に日程第2「教育長の報告」でございます。 これは、私の教育長としての活動を紹介する中で、私が感じたことや考えていることをお伝えし、委員の皆様と情報交換を行うものです。 本日は4点について報告いたします。 まず1点目は5月31日（土曜日）に実施されました小学校の運動会でございます。四条北小学校・氷野小学校・南郷小学校・住道南小学校・住道北小学校、5校で行われ、参観いたしました。 いずれの学校におきましても、児童が練習の成果を発揮して競技・演技に全力で、そしてよい表情で取り組んでいるのが印象的でした。保護者や地域の皆様からの盛大な拍手が児童の達成感にもつながったことと思います。 また、教員の動きにも一体感が感じられ、各校、有意義な行事を創り上げていただいたと感じております。 なお、南郷小学校においては、長寿命化改良工事の関係で、1学年ごとの体育参観という形で実施されました。限られた条件の中ではありませんでしたが、児童が精一杯取り組んでおりました。 2点目は、6月5日に開催されました「第1回大東市人権教育研修会」でございます。 この研修は本市すべての小中学校において人権教育の一層の推進のために昨年度から始めております「大東市人権教育拡充事業」の一環として実施しているもので、今年度のテーマは「子どもの意見表明権」としております。 講師には日本ユニセフ協会・顧問の池田礼子氏をお招きし、「子どもの権利が守られる学校づくり」をテーマにご講演いただきました。 私も研修冒頭にご挨拶申し上げ、研修にも参加いたしました。 グループワークなどもあり、参加した教員は研修での学びを各学校

に持ち帰って、今後の授業づくりに生かす、また事務局職員においては教育行政に生かすべく、貴重な機会となりました。

工藤委員にもご出席いただきました。ありがとうございました。

3点目は6月21日に門真市立門真はすはな中学校にて「第33回大阪府在日外国人教育研究協議会研究集会（北河内大会）」が開催され、来賓として出席いたしました。

本市におきましても、在日外国人教育の推進のために、多言語によるコミュニケーション支援を引き続き行ってまいりますとともに、それぞれのアイデンティティを保ちながら、「違い」が「豊かさ」になりますよう、学校教育において人権意識の醸成を図っていく、その重要性を改めて感じたところです。

4点目は、議会関係でございます。6月23日から25日にかけて、6月定例会月議会一般質問がございました。

質問項目はPTAについて、共同親権について、学校給食について、学童保育について、学力の向上について、仮称・ほうじょう学園構想について、AIドリルについて、スクールロイヤーについて、万博遠足について、通学路の安全について等々でございました。

詳細につきましては、7月定例会の一般業務報告にてご報告申し上げる予定でございます。

最後に昨日、6月26日に市町村教育委員会研究協議会がオンラインで開催され、工藤委員がご参加いただいておりますので、後ほどご報告をお願いいたします。

今後の予定としましては、7月7日・8日に北河内地区教育長協議会管外研修がございます。名古屋市教育委員会及び名古屋市立小・中学校を訪問し、「不登校支援施策」「授業改善（子ども中心の学びへの転換）」をテーマとした教育施策、実践を研修する予定でございます。

また、7月22日に守口文化センターにて「北河内地区教育長協議会研修会（特別回）」が開催されます。講師は脳研究者の池谷裕二氏で「脳から見た教育・学習～脳とやる気と生成AI～」というタイトルでご講演いただきます。北河内地区の教育委員の先生方はもとより、指導主事・学校管理職・教職員も対象となっております。

「教育長の報告」は以上でございます。

では、工藤委員、「市町村教育委員会研究協議会」ご参加いただきましたが、感想などお願いできますでしょうか。

工藤委員

昨日、市町村教育委員会研究協議会に参加させていただきました。まずは全体会にて文科省の初等中等教育企画課から教師を取り巻く環境整備についてということで、学校における働き方改革の推進、それから教員給与特別措置法の改正について、そして最後に、教職員定数の改善、あるいは支援スタッフの配置の充実を柱として30分ほどお話がございました。

引き続きまして、市町村の教育委員会がグループに分かれて協議する分科会がございました。その分科会は45分という短い時間で2つの分科会に参加するというシステムでございました。選択方式でしたので、一つ目は「不登校の対策について」、二つ目は「地域と学校の連携協働について」というテーマを選択いたしました。教育委員会事務局の方で本市の取組の資料を作成いただきました。お手数おかけして本当にありがとうございました。その資料に基づきながら、一つの

分科会が大体6市町村から構成されております。その分科会の進め方は、それぞれ市の取組等を持ち寄りながら、困ってること、あるいは他の市の取組について聞きたいことや深めたいことを議論するという形にはなっていましたが、実際は45分という中で、取組の説明をするところで精一杯で、なかなか議論が深まるというところまではいかず、少し不発という形で終わったという感想です。

不登校に関しまして、川西市教育委員会の方からバーチャルに力を入れているということで、メタバースを取組として1年限定で行ったというお話がありまして、他の市町村からもそこに対してかなり興味関心が持たれました。

ただ、そちらの取組は、メタバースの仮想空間を担当の先生がいろいろ教材を作り、あるいはメタバースで先生が入って相談をするということで、かなり担当の先生の負担が大きいということと、例えばそういうものを委託するにしても金銭的な負担がかなり大きいということで、近隣の市町村と広域でそういう取組ができないか模索しているというようなお話がございました。

もう一点の方の地域と学校の連携協働ですが、本市の課題として地域の取組の充実さの違い、ばらつきといいますか、そういったところをグループ協議で検討したい課題として挙げさせていただきましたが、実は他の市でも同じようなことが挙がっておりました。

やはり校区ごとに参加者の熱心さであるとか、あるいは活動日数のばらつき、非常に熱心なところはもう年間何回もなされているということ、それから担い手の高齢化ということで、新たな担い手をどう育成し、巻き込んでいくのかというようなことは、どこも非常に苦慮されているということでした。

そんな中、古河市が文科省のコミュニティスクールマイスターの福田晴一さんを研修会の講師として依頼して、コミュニティスクールの意義であるとか、あるいはそういった中で活動することの意義をお話されたのが非常に良かったということでした。それから他の市ですけれども、活動があまり活発でない地域に対して、近隣の活発なところを見学することで刺激を受けていただくといった取組をされており、皆さん頑張っておられるんだなと学ばせていただきました。以上でございます。

岡本教育長

ありがとうございます。ご意見などはございませんでしょうか。

日程第2「教育長の報告」につきましては、以上で終了とします。

岡本教育長

それでは、議事に入させていただきます。

岡本教育長

まず、日程第3 教委議案第20号 大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部を改正する規程について、提案理由の説明をお願いします。

吉田課長

教委議案第20号 大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部を改正する規程について、提案理由をご説明申し上げます。
大東市教育委員会が後援を行っていた事業において、参加者負

担金の返金トラブルが発生していることが本年4月末に判明いたしました。事務局では直ちに主催者へ事情を聴くために連絡を試みましたが、電話、電子メール、郵便のいずれの方法でも相手方に連絡をとることができなかったことから、同じ主催者が今年度実施予定としていた事業について、令和7年5月22日付けで後援の承認を取り消す決定を行いました。

このトラブルを受け、奨励援助の承認基準を厳格化する見直しを行うこととし、この度、大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部改正をご提案申し上げるものでございます。

主な改正点といたしましては、2点ございます。

1点目は、事業の主催者が国、地方公共団体、教育研究機関・団体等に該当しない場合には、原則として、従来の承認基準に加え、新たに「参加者負担金が高額でないこと」及び「事業の開催地が本市又は近隣市内であること」を要件とするものでございます。

なお、新たに追加する2つの要件の詳細を定めるため、当該規程の一部改正とは別に「大東市教育委員会奨励援助の実施に関する要領」を新たに制定し、「参加者負担金が1万円を超えるもの」や「事業の開催地が本市を含む北河内地域内の各市若しくは本市と隣接する市よりも遠方であるもの」に承認の制限をかけることを予定しております。

2点目は、奨励援助の承認の決定を取り消すことができる事由について、現行規定にある「偽りその他不正な手段により承認を受けた場合」に加え、「当該事業が奨励援助の承認基準を満たさなくなったとき」や「承認時に付した条件に違反したとき」などを追加し、取消しを行った場合の通知方法や様式について新たに規定するものでございます。

その他、詳細は資料の改正規定案、新旧対照表、改正見え消しの案及び要領案をご参照ください。施行期日はいずれも、改正規程の公布の日を予定しております。

よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いいたします。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

岡本教育長

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決しました。

岡本教育長

次に、日程第4 教委議案第21号 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について、提案理由の説明をお願いします。

箕所長

教委議案第21号「令和7年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について」をご覧ください。

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果公表の方法について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号及び第25条第2項第1号の規定に基づき、令和7年度全国学力・学習状況調査の結果が公表されることに伴い、本市の結果概要を市ホームページ等で公表する内容及び方法等についての方針を定めるため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

令和7年度全国学力・学習状況につきましては、4月17日（木）等に全校参加により実施いたしました。その結果は、7月中旬に市教委および各学校へWebシステムからダウンロードにより提供される予定です。

2ページは、公表内容です。昨年度までと概ね同様の内容及び方法となります。

1. の市全体の結果につきましては、方法として、広報だいたう及び市教育委員会ホームページに掲載いたします。また、内容として・各教科の平均正答率等・教科の領域ごとの概要と課題・児童・生徒質問紙調査の結果・大東市の授業改善に係る取り組み紹介を予定しております。ただし、中学校の理科に関する結果返却・公表につきましては、今年度から新しくIRTに基づいて算出されたスコアをベースに行われると聞いておりますので、それに準じた形式でお示しする予定としております。

2. の市内各学校の結果につきましては、各校より結果を配付いたします。市教育委員会事務局が作成した共通フォーマットを使用し、各教科領域別のグラフ、調査結果等についての分析と今後の改善方策、学力向上のための学校の取り組みを記載し、保護者にむけての啓発や、児童・生徒の励みとなりますようにメッセージを載せています。

なお、学校別の結果につきましては、平均正答率や平均正答数等の数値による公表は行わないこと、としております。

その根拠として、3ページをご覧ください。

本年度の実施要領抜粋になっております。

調査結果の取り扱いについては、7. 調査結果の取扱いの（5）で配慮事項が定められております。

説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であって、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるとされています。

（イ）②をご覧ください。公表については、市町村教育委員会が学校の状況について公表することは可能であります。個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、慎重な判断が求められています。また、各校に公表を指示する場合も慎重な対応が求められています。

（エ）の②をご覧ください。公表を行う場合は、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表すること、また今後の改善策も示すこととなっております。

（エ）の③の下線部ですが、市教委が学校別の公表を行う場合は、当該学校と内容や方法について事前に十分相談するとともに、市の改善方策も併せて示すことや、学校に公表を指示する場

合もそれらについて事前に相談することとされております。

さらに、平均正答率などの数値について、一覽での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこととされております。

平成28年8月12日付で、文部科学省より「全国学力・学習状況調査の結果の分析及び公表について」(通知)がありました。その中で、数値データによる単純な比較が行われ、それを上昇させることが主たる関心ごととならないよう、各教育委員会においては、報道発表も含め、調査結果の公表に際しては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう、改めて配慮するよう求めています。

さらに、4ページの「大東市情報公開条例<抜粋>」の「第6条(4)イ」をご覧ください。

ここに、(公開しないことができる情報)として、「公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報」とあります。

これらをふまえて、事務局といたしましては、「市としての公表は、学校別結果を含まず、市全体の結果を「結果の公表について」に沿って作成し、市ホームページや市報で公表する。また、学校が保護者へ示す内容についても、平均正答率や平均正答数等の数値による公表は行わず、昨年度までに準じた形で、市教委より示す共通のフォーマットにより行うことを原案として提案させていただきます。

以上、ご協議いただき、ご議決いただきますよう宜しくお願いいたします。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。
無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決しました。

岡本教育長

以上で本日の議事を終わります。

岡本教育長

次に、日程第5 一般業務報告について、でございます。

岡本教育長

1番、青少年教育センターにおける令和7年度事業概要について、報告をお願いします。

前島所長

野崎青少年教育センターにおけます令和7年度事業概要についてご説明いたします。

当センターの運営体制といたしましては、正職員3名、再任用職員1名、会計年度任用職員は勤務形態が短時間勤務の者など様々ですが8名の総数12名にて、シフト勤務で1日としては平均6名ないし7名程度の職員体制で運営しております。

当施設の利用人数は、日常の一般利用に教室事業や貸館利用を加えた延べ人数で、前年度実績は、11,391人で、年間の開館日数で割りますと、一日当たり平均して約40人程度の利用でございます。また令和6年度中の新規利用登録者数は185人でありました。

まず、青少年健全育成事業につきまして、施設の利用対象は小学校1年生からで、主に小中学生を中心に放課後の居場所として、活動スペースや学習室といった館内設備や運動広場の一般利用と合わせて、各種教室や体験学習的な取組を年間通して実施してまいります。

今年度も書道教室をはじめ、手芸、木工、料理といった各種教室を、また夏季休業期間中はそれらに加えて、体験教室やスポーツ大会等を予定しております。

また、自分で考えたことをカードに書き表して、友達のものとも確認、共有し合う人権学習の取組を行ったり、目標を決めて挑戦するチャレンジ企画、その他季節の行事、家族での参加型事業、おたのしみ会など、行事を通して子どもたちの自主的な活動を支援する取組を進めてまいります。

次に、地域・学校交流事業ですが、地元の「しじょっこ地域教育協議会」との連携にも力を入れており、四条小学校で開催予定の「四条フェスティバル」でのけん玉教室の出店を予定しております。

また関係機関との交流では、四条小学校1年生や野崎保育所等の市立保育所・こども園の5歳児クラスに対しての、けん玉、こま、集団あそびといった「昔あそび教室」を通じて、施設の魅力発信を進めてまいりたいと考えております。

保育所等の未就学の子どもたちとの交流の機会も大切にいたしたく、園児の皆さんには、小学校に入学したら施設を利用しに来てもらえるような呼びかけも行なってまいります。

最後に広報関係につきましては、当施設ではセンター通信『で・あ・い』を隔月で発行しており、近隣の4つの小学校（四条・深野・北条・四条北の各小学校）には全児童に対して配布し、教室や行事等の募集記事を掲載し、実施した内容をお知らせしてまいります。

その他の広報手段として、日常的にはホームページやSNSを活用し、比較的規模の大きな行事等は、広報『だいとう』に掲載して広く市民に周知いたします。

資料の運営目標にもございまして、青少年の健全育成推進のために、規範意識や人権意識の高揚を念頭に置き、子どもたちの自主性、創造性を育み、日々の安全面にも十分配慮の上、子どもたちが楽しく安心して過ごせる居場所づくりができるよう、地域連携も進めつつ事業展開をしてまいりたいと考えております。

野崎青少年教育センターからの説明は以上でございます。

青木所長

では、引き続き北条青少年教育センターより令和7年度事業概要についてご説明いたします。北条につきましては正職員2名、再任用職員4名、任期付職員3名、会計年度任用職員4名の13名にて1日平均6～7名程度の体制をもって運用しています。

利用人数につきましては、コロナ禍により大幅な減少となっておりますが、行動制限の解除に伴い、徐々に回復してまいりました。一般利用に教室利用を加えた延べ数において令和３年度に４４７０人であったものが、令和４年には９１９３人、令和５年には１２１９７人と増加しており、令和６年度には１５６２３人と３４２６人の増加となり、右肩上がりの利用数となっております。

利用対象は、小学１年より３０歳までとなっておりますが、主に小中学生を中心に放課後の居場所としての一般利用と合わせて青少年健全育成事業としての教室事業を中心に事業を展開しています。今年度は９教室を予定しており、教育研究所の所管事業である学力向上ゼミのほか、習字、農園、ストリートダンス、工作、人権、スポーツ、異文化、科学とバラエティーに富んだ内容で提供しております。

地域や教育諸機関との連携につきましても、資料に記載しているイベント等をはじめ改めての関係づくりを積極的に展開する予定です。特に小学１年生を中心に認知を高める工夫を凝らしていきます。

さらに、昨年度より人権研修を含んだ親子バスツアーを企画し、７組１６名の参加を見ました。

運営目標にもありますように人権意識の高揚を常に念頭に置きながら、児童館、教育センターとして今後事業展開を進めてまいります。

以上で、北条青少年教育センターのご説明を終わらせていただきます。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

齊藤委員

報告ありがとうございます。

私はセンターが好きなのでよく質問させていただくのですが、運営目標に「本施設の在り方を再検討し」という部分がありますが何か再検討しないといけないことがあるのか、具体的に何か現状にそぐわないようなことが出ているのか、あれば教えていただきたいです。

青木所長

今「北条地域まちづくり第Ⅱ期構想」の検討を市が進めております。北条青少年教育センターはそのエリア内の施設でありまして、公共施設の統合を含めた再検討が進められている状況でありますので、センターとしての今後の在り方を、その議論の進行に合わせて検討する必要があるため、目標として事前に進めておく意味でこの内容を入れております。

前島所長

野崎青少年教育センターにつきましては、その地域ごとの取組といたしますか、地域との連携のもとで通常の活動を運営しておるところでございますけれども、今北条青少年教育センターからお話がありました通り、教育センターは条例に基づいた形で教育センター条例に基づいて運営しておるところがございまして、野崎青少年教育センターといたしましても、北条青少年教育センター

の運営の形とあわせまして、今後のより良い形といったところは、足並みを揃えられるところは揃えながら議論していかなければならないと思っております。

岡本教育長

他にございませんでしょうか。

中野委員

ご報告ありがとうございます。

利用人数がずっと増えているということで、どんな取組やアプローチによって効果が出て増えているのか教えていただければと思います。

青木所長

学校との連携を密にすること、利用体験をすることによって子どもたち、ご家庭の認知度が高まったというのが大きな要因です。

そして、教室事業にもかなり力を入れておりますので、そういった相乗効果も含めてセンターでの認知が高まることにより利用の度合いが高まったというふうに感じております。

前島所長

野崎青少年教育センターにおきましては、トータルの人数でございますが、一昨年は1万1397人で、昨年が1万1391人と、当センターについては微減、横ばいという状況でございました。当センターにおきましても北条青少年教育センターと同じような形で情報発信等に努めておるところですが、結果的には横ばいになりました。

ただ野崎青少年教育センターといたしましても、情報発信の仕方に工夫を凝らしておるところでございまして、子どもたちにもわかりやすいような情報発信に努め、来館者の増に今後結びつけていきたいと考えております。

岡本教育長

他はいかがでしょうか。

私からも一点、子どもたちの活動の場面で、学校園と同様に、熱中症対策は今年度かなりいろいろ考えていただいているように思いますが、ご説明いただけますでしょうか。

前島所長

基本的なところは例年、学校等にも適用される熱中症のガイドラインに基づいておりますが、野崎青少年教育センターにおきましては運動広場を持っております。運動広場は温度上昇がありますのと、子どもの背丈の関係もありまして、一定使用の制約をしないといけないところがございます。昨年度までは気温35度でありますとか、暑さ指数が30以上となった日にはグラウンドの使用の制限をするというような形をとってまいりました。今年につきましては、少し変えまして、子どもたちが少しでも利用できる方法はないかというところで、暑さ指数が30までいかない、28以上30未満のときは使用を中止するというわけではなく、時間枠を設定しまして、30分屋外を使わせた後は、15分必ず館内に入らせて水分補給と体を冷やしクールダウンをするということを繰り返します。28以上30未満の暑さ指数の日にはそういう時間枠を設け、職員の方で対応するという形をとらせて

いた다고としております。

暑さ指数が30以上のときは、これまで通りそのグラウンドの使用を中止するという措置をとらせていただいています。

この先、日が少しずつ短くなりますと、建物が建ってる具合で運動広場に日陰のできるエリアが午後3時、4時になると増えてまいります。

そして、暑さ指数が28を下回るようになりましたら、使用の制限を解除するといった対処も併せて行う予定です。以上でございます。

青木所長

北条青少年教育センターにつきましては、体育館の利用に関して、一定の制限を求めることとしました。

体育館については空調設備がついておりませんので、夕方になるとかなり高温多湿になります。

特に小中学生については、なかなか自分では判断しにくい部分もあり、全国的にも熱中症の対策が求められておりますので、指数31を超えた時点で、小中学生については利用を中止し様子を見ることといたしました。

あと高校生以上については少なくとも休憩を取り、その現場の状況もあわせながら対策をしっかりとっていくという考え方で進めております。

岡本教育長

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは2番、(仮称)大東市立ほうじょう学園 進捗状況等について、報告をお願いします。

有東次長

一般業務報告「(仮称)大東市立ほうじょう学園 進捗状況等について」、ご報告致します。

A4縦 一般業務報告資料をご覧ください。

最初に、1. 今年度、現在までの状況 でございます。

①基本設計等 からご説明申し上げます。昨年度より引き続き、基本設計と実施計画の策定を進めているところであり、9月の完成を予定しております。

基本設計につきましては、北条小学校・北条中学校の校長先生と教職員の方々のご協力の下、教室配置や工事計画について詳細なご意見を頂き、おおよその姿が見えてきたところでございます。

並行して、②庁内調整 といたしまして、大東市役所の関連部署とも協議を重ね、開発手続きや道路拡幅等の合意形成を図るほか、分野別の補助金申請手続きや入札事務についての確認等につきましても進めております。

続きまして、2. 今後の主な予定 でございます。

基本設計で算出された額を基礎とし、実施設計並びに建設に係る事業費を9月議会にて予算要求を行う予定をしております。ここでは、歩道確保や工事車両の通行を想定した道路拡幅、公園共用部分の整備、雨水をグラウンドに一時的に貯留するための校庭貯留工事を含めた要求額とする予定です。

補正予算の成立後、速やかに公募を行い、事業者の選定事務を

進めてまいります。事業者の決定、仮契約の後、令和8年3月議会にて、契約することに対するご議決を頂き、本契約を行う予定をしております。

また、地域の方々に対しまして、説明会を開催したいと考えております。時期といたしましては8月中旬から下旬に、内容はこれまでの説明会同様、義務教育学校の概要説明に加え、基本設計にて作成いたしますパース図や工事スケジュールについて、近隣住民や保護者の方々に、お伝えしたいと考えております。

その他、今年度の事務といたしまして、これまで「仮称」としてまいりました学校名につきまして、児童生徒の声を生かした手法により決定をしたいと考えており、検討委員会にてプロセスをご議論いただけるよう、準備を進めているところです。

以上、現時点におけます（仮称）大東市立ほうじょう学園 進捗状況等についてのご説明となります。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

岡本教育長

以上で本日の日程は全て終了となりました。

それでは、次回の日程につきまして、事務局より報告をお願いします。

北本部長

次回、7月の教育委員会は7月29日（火）10時00分からの開催でいかがでしょうか。

岡本教育長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、次回は7月29日10時00分から開催することといたします。

岡本教育長

以上をもちまして、6月定例会を終了といたします。

以上

令和7年7月29日

岡本教育長

中野委員